

# 事後評価結果（平成17年度）

担当課 富山県土木部都市計画課

担当課長名 都市計画課長 牧田 潔

事業名	のうまちしょうがわ 都市計画道路能町庄川線				事業区分	街路	事業主体	富山県	
起終点	自：富山県高岡市野村字第二504番地（たかおかし のむら あざ だいに） 至：富山県高岡市蓮花寺字西部218-4番地（たかおかし れんげ あざ せいぶ）						延長	1.038 km	
事業概要	都市計画道路能町庄川線は、庄川左岸に並行する延長約7kmの道路で、大半の区間が高岡市の骨格となる環状道路として位置付けられる重要な路線である。現道がない当該事業区間は、JR北陸本線や2級河川地久子川（じくしがわ）を高架橋で横断し、東西に走る2本の幹線道路間を結ぶ延長約1kmの4車線道路である。								
事業の目的・必要性	当該事業区間周辺には南北の幹線道路がないため、通過交通が住宅地等市街地内部へ流入していたが、本区間の整備より、通過交通を排除し、周辺の渋滞緩和を図るとともに、歩行者の安全確保、住環境の改善などに寄与するものである。								
事業概要図	別紙のとおり								
事業期間	事業化年度	H 3 年度	用地着手	H 3 年度	供用年	(当初) H - /H 10	変動	2.0 倍	
	都市計画決定	H 3 年度	工事着手	H 7 年度	(暫定/完成)	(実績) H - /H 17			
事業費	計画時	(名目値)	- / 46 億円	実績	(名目値)	- / 61 億円	変動	1.3 倍	
	(暫定/完成)	(実質値)	- / 68 億円	(暫定/完成)	(実質値)	- / 64 億円			
の交通量	計画時(H12算定)				実績(H17調査)				
	(当該路線)	(暫定/完成)	13,900 / (13,900) 台/日	(暫定/完成)	10,492 / (10,492) 台/日	変動	75.5 %		
効	旅行速度向上	現道なし → km/h			交通事故減少	現道なし → 件/億台キロ			
	(供用前現道→当該路線)	(供用直前年次) 16年度、(供用後年次) 17年度			(供用前現道→供用後現道)	(供用直前年次) 16年度、(供用後年次) 17年度			
果	費用対効果	B/C	総費用	65 億円	総便益	174 億円	基準年		
	分析結果	2.7	（事業費 64 億円） （維持管理費 1 億円）	（走行時間短縮便益： 144 億円） （走行経費減少便益： 24 億円） （交通事故減少便益： 7 億円）	H 17 年				
等	事業遅延によるコスト増	費用増加額			便益減少額				
		-3.5 億円			億円				
事業遅延の理由	次の①～③の理由により、当初の想定よりも事業が遅延したものである。①事業実施にあたり、事業費を精査したところ、当初計画の概算額よりも増額となったこと。②用地交渉に際し、地域分断、代替地の要求、移転先選定の難航などの諸問題が発生したこと。③JR交差点の詳細な協議を要したこと。								
客観的評価指標に対応する事後評価項目	・ 本区間の供用により、ほぼ並行して住宅地を通る市道のピーク時渋滞長が300mから100mに短縮される。								
その他評価すべきと判断した項目	・ 本区間の供用により、ほぼ並行して住宅地を通り、朝夕には抜け道となっている市道の交通量が減り、市道と本路線の間にある小学校への通学が安全になる。								
事業による環境変化	環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象外につき、事業前後の環境評価なし								
その他評価すべきと判断した項目	観測データはないが、本区間の供用により、周辺の渋滞が緩和され、特に交差点付近の騒音や排気ガスの減少に寄与していると考えられる。								

事業を巡る社会経済情勢等の変化

当該事業区間(1工区)の南に続く延長約1.2kmの区間(2工区)について、引き続き整備することとなったが、この区間が完成すると、環状道路として連続的につながり、より安全で円滑な交通の確保のほか、沿線企業の利便性が高まり、地域産業の活性化も期待される。また、今後整備される新幹線新駅へのアクセス道路となる。

今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性

当該事業区間の完成により、住宅地の渋滞緩和や沿道環境の改善が図られており、当該区間として今後の事後評価等の対応は必要ない。

ただし、新幹線の開業や2工区の完成など、今後大きな状況変化が見込まれるため、交通量や事故件数など経年変化を確認することが望ましい。

計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

事業評価手法が定まっていない時期に着手していた事業については、計画時のデータはなく、計画時と比較して数値化し評価することは困難である。(記入可能な欄だけ埋めるのでは評価に疑念をもたれないか?)

このような場合、説明は十分な内容にはならないかもしれないが、代替措置として事後のデータや状況から定性的に評価する手法(公表様式)が望ましい。

また、中心市街地の現道拡幅など街路事業の場合、現評価手法(事後評価結果表)では数値(B)に表れない効果が主となる箇所も多いと思われ、これに対応した評価手法(公表様式)が望ましい。

特記事項